

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年6月22日（令和5年（行情）諮問第531号）

答申日：令和5年9月25日（令和5年度（行情）答申第339号）

事件名：陸上自衛隊報第499号ないし第547号の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月6日付け防官文第4381号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）文書の特定が不十分である。

ア 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（準備書面（1）（平成24年11月22日）8頁）（別紙（略））である。

イ 国が情報公開法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

ウ ア及びイの理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

エ 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指

針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

- (2) 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお、本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

- (6) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

- (7) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和5年3月6日付け防官文第4381号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」として、本件対象文書の紙媒体の特定を求めるが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。
- (5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6) 審査請求人は、「複製媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年6月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月31日 審議

④ 同年9月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の紙媒体の特定等を求めるところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書である陸上自衛隊報の作成及び保有の方法等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりである。

ア 陸上自衛隊報第499号ないし第540号を作成した当時の「陸上自衛隊文書管理規則」（平成23年陸上自衛隊達第32-19号。以下「文書管理規則」という。）32条では、(1)防衛省訓令、(2)陸上自衛隊達及び(3)通達類、人事発令、訓示等で陸上自衛隊全般に周知を必要とするものを陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）が発行する陸上自衛隊報に掲載することが規定されている。

また、陸上自衛隊報第541号ないし第547号を作成した当時の「陸上幕僚監部文書管理規則」（平成23年陸上幕僚監部達第32-1号）第23条及び「陸上自衛隊報の発行に関する達」（昭和49年陸上幕僚監部達第32-2号）第3条の規定に基づき、「防衛省訓令、陸上自衛隊訓令、陸上自衛隊達及び例規通達並びに陸上自衛隊達及び例規通達において掲載が定められているもの」を陸上自衛隊報に掲載している。

イ 陸上自衛隊報は、陸幕監理部総務課文書班（第526号ないし第547号は陸幕監理部総務課行政文書管理室）（以下「陸幕総務課」という。）が作成しており、PDFファイルにより保存・管理を行っている。

ウ 陸幕総務課は、陸上自衛隊報を作成するに当たり、まず、陸上自衛隊報に掲載する達等の文書の作成元である陸幕内の担当課室等から、PDFファイル形式としたものを原稿として、電子メールによって提出を受ける。

エ 作成元である担当課室等は、陸上自衛隊報へ掲載する原稿が、決裁手続を経ているものであること及び記載事項が相違ないことを原稿の基となる原議書で確認した上で、原議書につづられている浄書文書（公印が省略され字句修正等がなされたもの）を上記ウの原稿として用いている。

オ 次に、陸幕総務課は、提出を受けた原稿を貼付するための陸上自衛隊報の表紙及び必要となる頁数の様式を作成し、当該様式に原稿を貼付するといった編集作業を行い、陸上自衛隊報をPDFファイルとして完成させ、提出を受けた原稿はPDFファイルを作成した後に廃棄している。

カ 陸上自衛隊報を電磁的記録たるPDFファイルとして作成する理由は、次のとおりである。

(ア) 陸上自衛隊報は、陸上自衛隊の各部隊が閲覧できるように陸上自衛隊の内部のネットワークである「陸上自衛隊指揮システム」（第534号から第547号は「陸自業務システム」）へ掲示することにより、各隊員へ規則等の周知を図ることを目的としていることから、電磁的記録で作成されている。

(イ) また、文書管理規則により定める文書保存期間基準又は陸上自衛隊行政文書管理に関する達（令和4年陸上自衛隊達第32-24号）第34条に定める陸上自衛隊標準文書保存期間基準において、陸上自衛隊報の保存期間が30年（第542号ないし第547号は20年）と定められており、ワードのようなワープロソフトで長期間保存・管理をした場合には、ソフトの刷新及び廃止などにより互換性を失い、使用不可となる問題が生じる可能性があるため、汎用性の高いPDFファイルとして作成し、保存・管理を行っている。

(ウ) さらに、紙媒体については、陸上自衛隊報へ掲載する各原稿は、その作成元の担当課室等において原議書が別途保存・管理されていることから、陸上自衛隊報自体の紙媒体による保存・管理は行っていない。

(2) 以上を踏まえて検討すると、陸上自衛隊報が陸上自衛隊全般に周知を図るものであること、諮問庁が説明する電磁的記録で作成することの合理性、本件対象文書の作成方法に鑑みれば、内部ネットワークを活用することを前提として電磁的記録で作成しており、紙媒体での保存・管理はしていないとする諮問庁の上記(1)カ(ウ)の説明や本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記第3の2(5)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(3) したがって、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定

し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

「陸上自衛隊報」2016年4月～2022年12月末までに発行された各号（ただし人事版を除く）

2 本件対象文書

陸上自衛隊報第499号（平成28年4月20日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第500号（平成28年4月22日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第501号（平成28年6月10日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第502号（平成28年6月10日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第503号（平成28年8月16日（火））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第504号（平成28年10月24日（月））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第505号（平成28年11月28日（月））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第506号（平成29年1月11日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第507号（平成29年3月22日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第508号（平成29年4月28日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第509号（平成29年6月20日（火））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第510号（平成29年8月29日（火））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第511号（平成29年10月19日（木））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第512号（平成29年12月13日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第513号（平成30年3月26日（月））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第514号（平成30年5月11日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第515号（平成30年6月27日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第516号（平成30年9月11日（火））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第517号（平成30年12月21日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第518号（平成31年3月8日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第519号（平成31年4月25日（木））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第520号（令和元年5月29日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第521号（令和元年8月9日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第522号（令和元年10月10日（木））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第523号（令和元年12月20日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第524号（令和2年1月16日（木））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第525号（令和2年3月4日（水））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第526号（令和2年4月17日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第527号（令和2年5月19日（火））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第528号（令和2年6月12日（金））陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第529号（令和2年7月6日（月））陸上幕僚監部

陸上自衛隊報第530号(令和2年9月1日(火))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第531号(令和2年11月13日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第532号(令和3年1月22日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第533号(令和3年3月5日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第534号(令和3年4月23日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第535号(令和3年6月1日(火))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第536号(令和3年7月2日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第537号(令和3年7月29日(木))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第538号(令和3年9月3日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第539号(令和3年11月22日(月))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第540号(令和4年2月9日(水))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第541号(令和4年4月22日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第542号(令和4年5月23日(月))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第543号(令和4年6月23日(木))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第544号(令和4年7月15日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第545号(令和4年9月16日(金))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第546号(令和4年10月11日(火))陸上幕僚監部
陸上自衛隊報第547号(令和4年11月21日(月))陸上幕僚監部